

認可外保育施設を
利用している方へ

2019年10月から 幼児教育・保育の無償化がスタートします

- 無償化の対象となるためには、
鳥栖市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。
(注1) 認可外保育施設は、認可保育所に入れず、やむを得ず利用される方がいらっしゃることを踏まえ、無償化の対象となりました。認可保育所や認定こども園等を利用できていない方が対象となります。
(注2) 「保育の必要性の認定」の要件については、保育所入所基準と同じです。
(就労の場合は両親それぞれの就労1か月64時間以上等)
- 3歳児クラスから5歳児クラスまでの子どもたちは、月額3.7万円まで、0歳児クラスから2歳児クラスまでの子どもたちは住民非課税世帯のみ月額4.2万円までの利用料が無償化の対象となります。
(注1) 所定の申請書に必要事項を記載し、市に申請することが必要です。
(注2) 無償化の対象は保育料です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担となります。ご注意ください。
- 都道府県等に届出した認可外保育施設（事業所内保育所等）
に加え
 - ・ 一時預かり事業 ・ 病児保育事業
 - ・ ファミリー・サポート・センター事業 が対象です。

問い合わせ先：

鳥栖市 健康福祉みらい部 こども育成課

TEL：0942-85-3552 MAIL：kodomo@city.tosu.lg.jp